

山口県報

平成19年
3月6日
(火曜日)

目次

告示

土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………一

小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可（都市計画課）……………二

公告

一般競争入札の実施（情報企画課）……………二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）……………三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………三

平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）……………四



山口県告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称
- 下関市
- 二 事業の種類
- 梶栗地区新駅自転車駐車場整備事業
- 三 起業地

(一) 収用の部分

(二) 下関市梶栗町四丁目地内
使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十條第一号関係

梶栗地区新駅自転車駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十三條第二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十條第二号関係

本件事業の起業者である下関市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十條第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、下関市綾羅木新町三丁目及び大字綾羅木地内に設けられる予定の鉄道駅（以下「新駅」という。）の利用者が自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）を駐車することができる施設を整備することにより、新駅周辺に放置される自転車等（以下「放置自転車等」という。）の発生の防止、歩行者の通行の安全及び道路交通の円滑化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設の規模及び使用形態等から、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、新駅の近隣であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十條第四号関係

本件事業は、放置自転車等の発生の防止、歩行者の通行の安全及び道路交通の円滑化を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

下関市都市整備部都市計画課

山口県告示第七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定に基づき、小野田都市計画事業小野田日の出二丁目土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理事業の名称

小野田都市計画事業小野田日の出二丁目土地区画整理事業

二 事務所の所在地

山陽小野田市大字西高泊一三三九の六

三 施行認可の年月日

平成十八年六月六日

四 変更の内容

(一) 新たに山陽小野田市日の出二丁目の一部を施行地区に編入した。

(二) 次の者が新たに施行者となった。

杉山 智通

五 変更認可の年月日

平成十九年三月六日



(二〇四) 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を実施します。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称

収納データ等のパンチ入力業務

(一) 業務の予定数量
年間五千百三十五万文字

(二) 業務の内容等

入札説明書による。

(三) 履行期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間

(四) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）に基づく資格審査において、業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。

(四) 六十万タッチ（ベリファイを含む。）のデータの成果品を三時間以内に納入できること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成十九年三月二十三日午前十時

五 入札保証金

入札見積金額の百分の五以上

六 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (三) 郵便又は電信による入札
- (四) 記名押印のない入札
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札その他

(一) 落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札説明書は、平成十九年三月六日から同月十六日までの午前九時から午後五時までの間、山口県地域振興部情報企画課において交付する。
- (三) 当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。
- (四) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三―二六七八)に問い合わせること。

(二〇五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年四月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人田万川地域サポート二一
代表者の氏名 津守 洋保
主たる事務所の所在地 萩市大字上田万七―八番地一

(二〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年四月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人愛心
代表者の氏名 村田 清次
主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九二番地

(二〇七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年三月六日から同年七月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、三二二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二二〇台

(二) 駐輪場の収容台数

一三〇台

(三) 荷さばき施設の面積

四一三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

マックスバリュ西日本株式会社

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後七時まで

八 届出年月日

平成十九年二月二十二日

(二〇八) 平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま

す。
平成十九年三月六日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

区分	科目	日	時	木造建築士試験		二級建築士試験	
				製設 図計	学 科	製設 図計	学 科
				平成十九年十月十四日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで	平成十九年七月一日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
				平成十九年十月十四日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで	平成十九年九月十六日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで
				平成十九年十月十四日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで	平成十九年七月二十二日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間

(一) 受付期間

平成十九年四月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで(郵送の場合は、平成十九年四月十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号

山口県建築士会館会議室

(三) 受付時間

午前十時から午後四時まで

六 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付すること。

郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書して、山口県建築士会あてに送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているもの限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十九年四月一日午前十時から同月六日午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成十九年八月二十八日(火曜日)ごろ

2 木造建築士試験

平成十九年九月十一日(火曜日)ごろ

(二) 最終合格者

平成十九年十二月六日(木曜日)ごろ

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成十九年四月二日(月曜日)から同月十三日(金曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
社団法人山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会防府支部	岩国市今津町一丁目一五番七号
	株式会社松重設計内
	防府市大字新田二〇三三の二
	三田尻中関港湾福祉センター二階

下関市都市整備部建築指導課

宇部市土木建築部建築指導課

萩市建設部建築課

下松市建設部土木建築課

光市建設部建築住宅課

長門市経済建設部建設課

柳井市建設部建築課

周南市都市開発部開発指導課

山陽小野田市建設部建築住宅課

下関市南部町一番一号

宇部市常盤町一丁目七番一号

萩市大字江向五一〇

下松市大手町三丁目三番二号

光市中央六丁目一番一号

長門市東深川一三三九の二

柳井市南町一丁目一〇番二号

周南市岐山通一丁目一

山陽小野田市日の出二丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号財団法人建築技術教育普及センター(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成十九年六月十三日(水曜日)ごろから財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

平成十九年三月六日印刷
平成十九年三月六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）